

飲食店へエール!!

1冊 5,000円で 10,000円分 使える 佐伯エールクーポン

見本



販売期間 令和2年 5月25日^月～6月30日^火

使用期間 令和2年 6月1日^月～11月30日^日

佐伯市全域の取扱店でご購入・使用できます。
※ただし、購入した飲食店のみでの使用となります。
店舗により販売開始日が異なりますので、各店舗へご確認ください。

ご利用方法

佐伯市ホームページ
佐伯市観光協会 HP 等で
参加店一覧を確認
5月25日以降

購入したい飲食店へ行き、
佐伯エールクーポンを購入
【購入期間】
5月25日～6月30日

購入した飲食店で
佐伯エールクーポンを使用
【使用期間】
6月1日～11月30日

★このクーポンは令和2年6月1日(月)～令和2年11月30日(月)までご利用できます。なお、有効期限が過ぎた場合は無効となります。★このクーポンは、購入した飲食店でのみ使用できます。★このクーポンはおつりは出ません。★クーポンの紛失及び盗難等に対し、発行者はその責を負いません。★購入したクーポンの返品、現金との交換、譲渡、販売はできません。(店舗販売者を除く)

佐伯エールクーポン 参加飲食店を募集します

市内飲食店で利用できる「佐伯エールクーポン(プレミアム付き食事券)」を販売する飲食店を募集します。

■申請期間

令和2年5月18日(月)～
令和2年5月22日(金)

※5月22日から6月19日の間も随時受付をしていますが、一覧での掲載はできません。

■申請方法

申請書は佐伯市役所観光課窓口にて配布しています。また、佐伯市・佐伯市観光協会HPでダウンロードできます。観光課へ郵送いただくか、観光課窓口・各振興局へお持ちください。



佐伯市HP

■取扱資格

- 市内飲食店で申請月前2か月の売上が前年同月比で30%以上減少している、または市内飲食店で申請日が属する月の前月の飲食店の事業にかかる売り上げが支出を下回っている店舗であること。
- 市内に店舗を有していること。
- 市税を完納していること。
- 佐伯市暴力団排除条例(平成23年佐伯市条例第43号)第6条第1号に規定する暴力団関係者でないこと。
- 事業を継続しており、令和2年11月30日までの間事業継続をする見込みがあること。

※飲食店とは、保健所から「飲食店営業」の許可を得ている店舗のことです。
営業品目：一般食堂、料理店、すし屋、そば屋、旅館、仕出し屋、弁当屋、レストラン、カフェー、バー、スナック

お問い合わせ・お申し込み・申請書類郵送先

佐伯市観光課 〒876-8585 大分県佐伯市中村南町 1-1 佐伯市役所 2階 TEL 0972-22-3942